

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 昌人

さいたま市規則第10号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の特別休暇)	(会計年度任用職員の特別休暇)
<p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員（第10号から第12号まで、第17号及び第18号）</u>に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>生後2年に達しない子（条例第9条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者）に限る。）を含む。）</u>が当該</p>	<p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員（第9号から第11号まで）</u>に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。第17号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき その都度必要と認める期間

(17) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（規則第21条第1項第22号に規定する看護等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第9条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。次項第5号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

に5（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

18) 要介護者（条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

19) [略]

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) [略]

15) [略]

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) [略]

2) 生後2年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

(2) [略]

(3) [略]

(4) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき その都度必要と認める期間

(5) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（規則第21条第1項第2号に規定する看護等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

(6) 要介護者（条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が認めた場合 その都度定めた期間

3・4 [略]

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が認めた場合 その都度定めた期間

3・4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

2 さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇)</p> <p>第14条 条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇は、次に掲げる特別休暇とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第51号) <u>第11条第1項第6号</u>に掲げる場合の特別休暇</p>	<p>(条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇)</p> <p>第14条 条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇は、次に掲げる特別休暇とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第51号) <u>第11条第2項第2号</u>に掲げる場合の特別休暇</p>